

声 明 文

現在、政府は、後天性免疫不全症候群（以下、単にエイズという）の感染を予防し公衆衛生の向上を図る目的をもって、新規立法を国会に提出している。

しかし、右政府案は、一定の要件下ではあるものの、医師に感染者の氏名・住所等を知事に報告することを義務付け（7条）、また、感染者であるかどうかに関する健康診断を強制受診させる命令権を知事に与えている（8条）。さらに、感染者の日常生活に関する指示権（9条）や感染者または感染者であると疑われる者に対する広範な質問権を知事に与えており（10条）、しかも、右質問に対し虚偽の答弁をした者は罰金の制裁が課せられている（18条）。このように、政府案は、市民的自由に対する重大な侵害を伴っているから、かかる措置が真にやむをえないものかどうかは、国民の各界各層において十分な討議が必要である。

いうまでもなく、ある強制的措置が妥当と評価されるためには、感染被害の重大性、感染力の強弱、感染形態等を正しく理解したうえで、当該措置が感染予防に効果的であるというだけではならず、同等の効果をもたらす手段の中で市民的自由への侵害性の程度が最も少な

く、しかもその措置をとる合理性と必要性の存在が立証されねばならない。しかし、右政府案は、かかる観点から国民各界各層で検討されたとは言い難いのみならず、公衆衛生の専門家や医療現場の臨床家等の意見さえ十分に聞くことなく立案されたようである。

エイズは、極めて限られた経路によってしか感染しないとはいっても、いったん感染したときの結果の重篤さや外国においてすでにかなり広範に感染が拡大している事情等を考慮すると、我が国においても、英知を養めてエイズ感染予防対策を検討することが必要であろう。しかし、国民の漠然たる不安感に依拠して冷静な検討のないまま拙速に立法すべきでない。

当協会は、「エイズと人権小委員会」を設置して検討を始めたところであるが、本問題が国民各層で十分な検討がなされないまま市民的自由の侵害を伴う立法がされることには反対であり、国会をはじめ関係機関の慎重な対応を期待する。

右声明する。

1987年5月9日

社団法人自由人権協会

代表理事 清 水 英 夫

同 伊 藤 和 夫